

配慮書への意見

平成27年9月3日

三重県

1-1 配慮書の手続き

- 配慮書への意見は、環境大臣、鈴鹿市長、亀山市長、三重県知事、国土交通大臣から聴取しています。

環境影響評価手続

配慮書の作成

平成27年3月17日	配慮書を作成、送付、公表
平成27年5月15日	配慮書への環境大臣意見
平成27年5月18日	配慮書への市長意見
平成27年5月29日	配慮書への知事意見
平成27年6月15日	配慮書への国交大臣意見

方法書の作成

現地調査

準備書の作成

評価書の作成

1 - 2 配慮書に対する意見

項目	内容
対象事業実施 区域の設定	<p>【国土交通大臣】</p> <p>今後の詳細なルート・構造の検討を踏まえた対象事業実施区域の設定に当たっては、環境の保全上重要と考えられる以下の～の区域について、事業の影響を回避又は極力低減すること。特に、以下の～の区域は、環境保全の観点から法令等により指定された地域若しくは対象又は環境保全上の配慮が特に必要な対象であることから、十分配慮すること。</p> <p>学校、病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設(保育所、幼稚園、小学校及び社会福祉施設を含む)</p> <p>鳥獣保護区</p> <p>天然記念物(川俣神社のスタジイ)</p> <p>市街地及び集落</p> <p>重要な動物の生息地</p> <p>主要な河川(鈴鹿川及び安楽川)</p> <p>都市緑地(鈴鹿川河川緑地)</p> <p>重要な史跡(能褒野王塚及び伊勢国府跡)</p>

1 - 2 配慮書に対する意見

項目	内容
環境影響評価の項目の選定	<p>【国土交通大臣】</p> <p>設定した対象事業実施区域又はその周囲において、上記の ~ の重要な保全対象が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形及び地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場その他環境要素に係る項目(地下水を含む)から、環境影響評価の項目を適切に選定すること。</p>

1 - 2 配慮書に対する意見

項目	内容
大気質及び騒音等	<p>【国土交通大臣】</p> <p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、学校や病院等の環境保全上配慮すべき施設や集落等が存在していることから、工事中及び供用時における大気質及び騒音等によるこれら施設等への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設等に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(平成11年7月、環境省)等に基づき、調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>また、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過するルート2は、ルート1と比較して、大気質及び騒音等に関する影響が大きくなるおそれがあることから、ルート2を採用する場合、鈴鹿市中心部の市街地及び集落を通過する区間において、これら施設等に十分配慮すること。</p>

1 - 2 配慮書に対する意見

項目	内容
動物及び植物	<p>【国土交通大臣】</p> <p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、オオタカ等の猛禽類、ネコギギ、カワバタモロコ等の淡水魚、カワヂシャ等の植物等重要な動植物が生息・生育している可能性が高いことから、これら重要な動植物への影響を回避・低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p> <p>特に、重要な水生生物及び希少猛禽類については、以下について留意すること。</p> <p>河川、水路、水田等に生息する淡水魚等重要な水生生物への影響を回避・低減するため、これらの生息地の改変や水の濁り等が抑制できる位置・構造等を選定すること。</p> <p>希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避・低減すること。また、「猛禽類保護の進め方(改訂版)」(平成24年12月、環境省自然環境局)等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。</p>

1 - 2 配慮書に対する意見

項目	内容
景観	<p>【国土交通大臣】</p> <p>ルート1及び2並びにその周辺の地域は、鈴鹿市景観計画及び亀山市景観計画の区域に含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、周辺の景観特性と調和した構造を採用する等、地域の景観に配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>
人と自然との 触れ合いの 活動の場	<p>【国土交通大臣】</p> <p>ルート1及びその周辺の地域は、鈴鹿川河川緑地等が含まれていることから、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これら施設の人と自然との触れ合いの活動の場としての機能を低下させないよう配慮するとともに、方法書以降の手続きにおいては、本項目に係る調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。</p>